

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年6月10日)

〔件 名〕

- 1 大規模な太陽光発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正に関する
パブリックコメントの実施について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について
(循環型社会推進課)・・・別冊
- 3 上下水道の広域化・共同化に係るトップセミナーの開催概要について
(水環境保全課)・・・5

生活環境部

大規模な太陽光発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正に関する パブリックコメントの実施について

令和元年6月10日
環境立県推進課

本議会に附議している鳥取県環境影響評価条例(以下、「条例」という。)の一部改正において、対象事業に太陽光発電所を追加することに伴い、規則で定める規模要件についてパブリックコメントを開始したので報告する。

1 意見募集の方法

- (1)募集期間:令和元年6月7日(金)から6月26日(水)まで
- (2)募集方法:県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でのチラシ等配架、県ホームページ(とりネット)への掲載

2 環境影響評価制度の概要

大規模な開発事業の計画段階において、事業者自らがその事業による環境影響についてあらかじめ調査・予測・評価するとともにその結果を公表し、一般住民や地方公共団体等からの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度である(許認可制度ではない)。

法においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象とし、条例においては法対象以外の事業種や小規模の事業を対象にしている。

3 規則で定める太陽光発電所の規模要件(案)

対象地域	規模
一般地域	敷地面積 20ha 以上
特別地域	敷地面積 10ha 以上

4 規模要件(案)の考え方

〈指標〉

- 太陽光発電所の設置等に伴う環境影響は、発電出力より土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されると考えられるため、太陽光発電所の敷地面積(ha)を指標とする。

〈水準〉

- 法対象となる水準(出力4万 kW 以上(面積換算で100ha 相当))は非常に広大な規模であり、これに満たない規模の太陽光発電所においても環境影響の懸念があることから、法よりも低い水準とすべきと考えている。
- 県内の大規模な太陽光発電所の状況(表1)を勘案するとともに、先進県の例(表2)も参考に敷地面積 20ha 以上を水準とする。(先進県と比較して最も厳しい水準)

〈特別地域の設定〉

- 条例で、国立公園、国定公園、県立自然公園(特別地域)、県自然環境保全地域、鳥獣保護区(特別保護地区)については、全ての事業に共通して環境の保全に関して特に配慮すべき地域(特別地域)として規定し、一般地域よりも小さい規模要件を設定している(条例第2条第3項第1号から4号)。
- 条例で定める特別地域に加えて、全ての事業に共通して指定されているハマナス自生南限地帯とともに森林区域(森林法第2条第1項)を規則で定める特別地域(条例第2条第3項第5号)とする。
※太陽光発電所については、山林や斜面の開発を伴う場合も多く、その場合は土砂流出や濁水発生、景観等の環境影響が大きいと考えられるため。
- 特別地域における規模要件は、一般地域の 1/2(敷地面積 10ha)とする。

表1 県内の大規模太陽光発電所の規模別件数

面積	件数
50ha 以上	4
20ha 以上 50ha 未満	3
10ha 以上 20ha 未満	1
10ha 未満	47
合計	55

表2 先進県の例

県	規模要件
大分県	敷地面積 20ha (工業団地等除く)
山形県	敷地面積 50ha 以上 (特別地域 20ha 以上)
静岡県	敷地面積 50ha 又は森林伐採面積 20ha 以上
長野県	敷地面積 50ha 以上
山口県	敷地面積 100ha 以上

出典)資源エネルギー庁の FIT 認定データをもとに、県内の発電出力
1,000kW 以上の太陽光発電所のうち、面積情報が把握できた件数

5 今後の方針

パブリックコメントの結果や環境審議会の答申も踏まえた上で、条例改正後速やかに規則改正を行う。

<参考1> 鳥取県環境影響評価条例(抜粋)

第2条

1 (略)

2 (略)

3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。

- (1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園
- (2) 鳥取県立自然公園条例(昭和 38 年 3 月鳥取県条例第 2 号)第 11 条第 1 項の規定により指定された特別地域
- (3) 鳥取県自然環境保全条例(昭和 49 年 10 月鳥取県条例第 41 号)第 13 条の規定により指定された県自然環境保全地域
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして事業の種類ごとに規則で定める地域

<参考2> 法及び条例における対象事業と規模要件一覧(太枠囲い部分が改正箇所)

事業の種類	環境影響評価法			鳥取県環境影響評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域	
道路	すべて 4車線以上10km以上 4車線、10km以上	7.5km以上10km未満 幅6.5m、15km以上20km未満	4車線、10km以上	4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)	
河川	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上 改変面積75ha以上 改変面積75ha以上	
鉄道	すべて 10km以上	7.5km以上10km未満	10km以上	7.5km以上	
飛行場 (滑走路)	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上	
発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力1万kW以上	2.25万kW以上3万kW未満 11.25万kW以上15万kW未満 7500kW以上1万kW未満 7500kW以上1万kW未満	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上	2.25万kW以上 11.25万kW以上 7500kW以上	
太陽光	(予定)出力4万kW以上 埋立面積30ha以上	(予定)3万kW以上 25ha以上30ha未満 40ha以上50ha以下	(案)敷地面積20ha以上 埋立面積25ha以上	(案)敷地面積10ha以上 埋立面積18ha以上	
廃棄物最終処分場	50ha超	50ha超	50ha超	40ha以上	
公有水面埋立及び干拓	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上	
港湾計画	埋立等区域300ha以上				
廃棄物処理施設	ごみの焼却 し尿処理		100t/日以上 100kl/日以上	75t/日以上 75kl/日以上	
工場の新築、増築	排水 排ガス		1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上	
ゴルフ場又はスキー場			50ha以上	37.5ha以上	
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)			75ha以上(土地改変区域に限る)	50ha以上(土地改変区域に限る)	
岩石等採取事業			50ha以上	37.5ha以上	
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)			75ha以上	50ha以上	
複合開発事業			明文化	明文化	

＜参考3＞ 条例における特別地域の設定(太枠囲い部分が改正箇所)

事業の種類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域
<ul style="list-style-type: none"> ・道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築) ・鉄道及び軌道 ・飛行場 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 ・鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ・保育所、幼保連携型認定こども園 ・病院及び患者の収容施設を有する診療所 ・上記施設の周囲1kmの区域 ○ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 ・公有水面の埋立て及び干拓 ・土地区画整理事業 ・流通業務団地造成事業 ・工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 ○ 東郷池水質管理計画の対象地域
<ul style="list-style-type: none"> ・発電所(水力・火力・地熱) ・廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 ・畜産団地造成事業 ・ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 ・工場等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハマナス自生南限地帯 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 ○ 東郷池水質管理計画の対象地域 ○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域
<ul style="list-style-type: none"> ・発電所(太陽光) 		<ul style="list-style-type: none"> ○(案) 森林法第2条第1項に規定する森林
<ul style="list-style-type: none"> ・道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く) ・発電所(風力) ・岩石等採取事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ なし
<ul style="list-style-type: none"> ・条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域

上下水道の広域化・共同化に係るトップセミナーの開催概要について

令和元年6月10日

水環境保全課

令和元年度の第1回検討会として、市町村長及び水道事業管理者等を対象にトップセミナーを開催したので概要を報告する。

1 検討会（トップセミナー）の概要

(1) 日時等：令和元年5月22日（水）午前9時30分～正午 ホテルセントパレス倉吉

(2) 出席者：〔上水道〕42名〔下水道〕48名（副町長、水道事業管理者、上下水道担当部課長、財政担当課長等）

(3) 内容

・講演①〔上水道〕

演題：水道事業を取り巻く環境とダウンサイジングによる基盤強化

講師：岩手中部水道企業団参与 菊池 明敏 氏

（略歴：北上市の職員として岩手中部水道企業団の立ち上げを行い、岩手県の水道広域化を実現）

<要旨>

- ・人口減少と節水機器の普及により、水道使用水量は減少し、連動して使用料収入も減少する。
- ・バブル期にかけて建設された水道施設や設備は、老朽化に伴い大量更新期を迎えるが、水道料金には更新費用が適切に見込まれていないので、将来的に採算がとれなくなる。
- ・これらの課題に対応するためには、広域化等による施設や設備のダウンサイジングによる経営基盤の強化が必要である。
- ・現在の施設の稼働率は6割程度なので、施設統合で稼働率上昇と新たな投資抑制も可能となる。
- ・広域化検討にあたり重要な点は、既存の市町村の枠にとらわれないこと。40～50年の長期シミュレーションにより、将来の料金推移等を明らかにすること。併せて、若手職員の育成をすること。

・講演②〔下水道〕

演題：下水道事業の持続可能性確保の改革の現況－法適用の拡大と広域化－

講師：関西学院大学教授 小西 砂千夫 氏

（略歴：総務省「下水道財政のあり方に関する研究会」の座長等の要職多数、地方財政学等の専門家）

<要旨>

- ・下水道も広域化によるダウンサイジングは必要で、まずは水道と同様、公営企業法の適用が必要である。
- ・水道施設は更新しないと生活できないが、下水施設等はバキュームカーで他施設に運搬・処理する方法などにより更新しなくても生活できる。
- ・令和元年度の地方財政措置に“接続管渠費用”を入れた理由は、農業集落排水施設を更新せず、公共下水道へ積極的に接続することを検討しようというもの。鳥取県は公共下水道と農業集落排水施設がエリア的にも近いので、検討を行うには最適な環境である。ぜひ、検討いただきたい。

2 参加者からの意見

- ・施設更新の時期や場所にとらわれない市町村を越えた最適な広域化パターンの検討が必要であることを理解した。
- ・広域化することが住民には最適であるということを十分に説明していくことが重要であると認識した。

3 今後の予定

- ・流域別検討会で広域化パターン等の検討を行うとともに、事務の共同化については検針業務、使用料の賦課・徴収の手法や汚泥処理（下水道）を協議する。
- ・また、個別に市町村を訪問して、市町村が独自に描いている将来像を把握し、広域化に参加するにあたっての課題やその解決策について検討する。
- ・今年度は、広域化に係る候補パターン等を絞り込み、次年度はそのパターンに応じたシミュレーションによるコスト比較等を行う。

（参考）これまでの経緯

- 上下水道ともに、専門技術者の不足（ヒト）、施設の老朽化（モノ）、人口減少社会による収入減（カネ）等の課題を克服し、上下水道事業が持続可能なものとなるよう、令和4年度末までに広域化計画等の策定を国（総務省・厚生労働省）から求められている。
- 本県では、平成30年度から流域別・上下水道別に検討会を開始し、市町村の抱える課題や経営状況等を確認したところである。
- 今年度からは、市町村の枠にとらわれず、取組の実現可能性について県・市町村で検討していく予定としており、まずは市町村長等各水道事業者のトップに広域化・共同化の意義をご理解いただくため、このたび有識者による講演会を開催した。

